「当会所定事項」変更新旧対照表

(下線部が変更箇所)

Page	新			П			備考	差分
新:1								<u>変更</u>
旧:1	条・項	項目	内容	条・項	項目	内容		
	1	ご利用機器	1. ご利用機器	1	ご利用機器	1. ご利用機器		
		およびサー	スーパーパーソナルコンピュータ端末(ス		およびサー	<u>・ダイヤルホン</u>		
		ビス内容に	ーパーパソコン)		ビス内容に	<u>・プッシュホン</u>		
		ついて	・ホームユース端末(多機能電話機)		ついて	・ファックス端末		
			2. サービス内容			スーパーパーソナルコンピュータ端末(ス		
			・通知サービス(取引通知、入出金通知)			ーパーパソコン)		
			・照会サービス(残高照会、取引照会、入出金			・ホームユース端末(多機能電話機)		
			照会)、再照会サービス(取引再照会、入出金			2. サービス内容		
			再照会)			・通知サービス(取引通知、入出金通知)		
			・資金移動サービス(振込・振替、振込振替取			・照会サービス(残高照会、取引照会、入出金		
			消、振込振替照会、金融機関コード・支店番号			照会)、再照会サービス(取引再照会、入出金		
			案内)			再照会)		
						・資金移動サービス(振込・振替、振込振替取		
						消、振込振替照会、金融機関コード・支店番号		
						案内)		
	2	ご利用時間	【平日】8:45~21:00	2	ご利用時間	・通知サービス【平日】8:00~21:00		
		について	【休日】9:00~17:00		について	<u>・通知サービス以外</u> 【平日】8:45~21:00		
			※振替休日、祝日、祝日が重なった土曜日、1			【休日】9:00~17:00		
			月1日~1月3日、5月3日~5月5日はサー			※振替休日、祝日、祝日が重なった土曜日、1		
			ビス対象外とします。			月1日~1月3日、5月3日~5月5日はサー		
						ビス対象外とします。		
	3 (2)	サービス利	1. サービス利用口座の貯金種類	3 (2)	サービス利	1. サービス利用口座の貯金種類		
		用口座の貯	当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金(利用料決		用口座の貯	当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金(利用料決		
		金種類およ	済口座は当座貯金、普通貯金)をご指定い		金種類およ	済口座は当座貯金、普通貯金)をご指定い		
		び指定でき	ただけます。		び指定でき	ただけます。		

Page	新			旧				差分
新:1		る口座数に	2. 指定できる口座数		る口座数に	2. 指定できる口座数		<u>変更</u>
旧:1		ついて	制限はありません。		ついて	制限はありません。		
	4	本人確認方	・端末機器から送信された暗証番号と、当会	4	本人確認方	・端末機器から送信された暗証番号と、当会		
		法について	に登録されている暗証番号との一致により契		法について	に登録されている暗証番号との一致により契		
			約者ご本人である旨の確認を行います。			約者ご本人である旨の確認を行います。		
			・電話等によりサービス利用停止の緊急連絡			・電話等によりサービス利用停止の緊急連絡		
			を受けた場合は、本人特定事項を確認いたし			を受けた場合は、本人特定事項を確認いたし		
			ます。			ます。		
	5 (1)	操作方法に	別途ご利用機器の操作マニュアル等をご覧く	5 (1)	操作方法に	別途ご利用機器の操作マニュアル等をご覧く		
	5 (2)	ついて	ださい。	5 (2)	ついて	ださい。		
	<u>6</u> (1)			<u>7</u> (1)				
	<u>7</u> (1)			<u>8</u> (1)				
	<u>7</u> (2) ウ			8 (2) ウ				
	7 (2) オ			8 (2) オ				
	<u>6</u> (2)	照会サービ	1. ご利用時間	<u>7</u> (2)	照会サービ	1. ご利用時間		
		スのご利用	上記 2 条「ご利用時間について」をご覧		スのご利用	上記 2 条「ご利用時間について」をご覧		
		時間および	ください。		時間および	ください。		
		提供する各	2. 提供する各種情報の基準・範囲等		提供する各	2. 提供する各種情報の基準・範囲等		
		種情報の基	• 残高照会		種情報の基	・残高照会		
		準・範囲等	サービス利用口座の当日残高、前日残高、		準・範囲等	サービス利用口座の当日残高、前日残高、		
		について	前月末残高および支払可能残高を照会いただ		について	前月末残高および支払可能残高を照会いただ		
			けます。			けます。		
			・取引照会			・取引照会		
			サービス利用口座を利用した振込、取立お			サービス利用口座を利用した振込、取立お		
			よび自動引落取引の未連絡の内容を照会いた			よび自動引落取引の未連絡の内容を照会いた		
			だけます。			だけます。		
			・入出金照会			・入出金照会		
			サービス利用口座の入出金取引について、			サービス利用口座の入出金取引について、		

Page	e 新					旧	備考	差分
新:1			日付範囲指定により未連絡の内容を照会いた			日付範囲指定により未連絡の内容を照会いた		<u>変更</u>
旧:1			だけます。			だけます。		
			最終明細には、照会範囲の最終取引残高を			最終明細には、照会範囲の最終取引残高を		
			連絡します。			連絡します。		
			日付を指定しない場合には、保有期間分の			日付を指定しない場合には、保有期間分の		
			未連絡入出金内容を連絡します。			未連絡入出金内容を連絡します。		
			・取引再照会			・取引再照会		
			サービス利用口座に対する当日分、前日分、			サービス利用口座に対する当日分、前日分、		
			前々日分の振込・取立および自動引落取引に			前々日分の振込・取立および自動引落取引に		
			ついて、通知・照会サービスで連絡済みの内			ついて、通知・照会サービスで連絡済みの内		
			容を照会いただけます。			容を照会いただけます。		
			・入出金再照会			・入出金再照会		
			サービス利用口座の入出金について、日付			サービス利用口座の入出金について、日付		
			範囲指定により通知・照会サービスで連絡済			範囲指定により通知・照会サービスで連絡済		
			みの内容を再照会いただけます。			みの内容を再照会いただけます。		
	7 (2) イ	振込・振替	別途「主な手数料一覧」をご覧ください。	<u>8</u> (2) イ	振込・振替	別途「主な手数料一覧」をご覧ください。		
		手数料につ			手数料につ			
		いて			いて			
	<u>7</u> (2) ウ	振込・振替	• 登録方式振込振替	8 (2) ウ	振込・振替	• 登録方式振込振替		
		指定日につ	スーパーパソコンは当日から翌7営業日ま		指定日につ	スーパーパソコンは当日から翌7営業日ま		
		いて	でご指定いただけます。スーパーパソコン以		いて	でご指定いただけます。スーパーパソコン以		
			外の端末は当日のみご指定いただけます。な			外の端末は当日のみご指定いただけます。な		
			お、15 時を経過して受け付けた振込について			お、15 時を経過して受け付けた振込について		
			は、翌営業日扱いとなります。			は、翌営業日扱いとなります。		
			• 都度方式振込振替			・都度方式振込振替		
			スーパーパソコンは翌営業日から翌7営業			スーパーパソコンは翌営業日から翌7営業		
			日までご指定いただけます。スーパーパソコ			日までご指定いただけます。スーパーパソコ		
			ン以外の端末は翌営業日のみご指定いただけ			ン以外の端末は翌営業日のみご指定いただけ		
			ます。			ます。		

Page	新			Ш			備考	差分
新:1	<u>7</u> (2) エ	1 回当たり	お客様ご指定の限度額が適用されます。	<u>8</u> (2) エ	1 回当たり	お客様ご指定の限度額が適用されます。		<u>変更</u>
旧:1		の振込・振	ただし、個人JAネットバンクをご契約の場		の振込・振	ただし、個人JAネットバンクをご契約の場		
		替限度額に	合、個人 J Aネットバンクにおける限度額が		替限度額に	合、個人 J Aネットバンクにおける限度額が		
		ついて	適用されます。		ついて	適用されます。		
	<u>7</u> (2) オ	依頼した取	1. 依頼した取引の取消	8 (2) オ	依頼した取	1. 依頼した取引の取消		
		引の取消お	スーパーパソコンのみ振込指定日の前日		引の取消お	スーパーパソコンのみ振込指定日の前日		
		よび組戻手	までは振込の取消を行うことができます。		よび組戻手	までは振込の取消を行うことができます。		
		数料等につ	2. 組戻手数料等		数料等につ	2. 組戻手数料等		
		いて	・取引実行後の依頼内容の変更または取りや		いて	・取引実行後の依頼内容の変更または取りや		
			めの手続は、契約者が振込・振替依頼時に支			めの手続は、契約者が振込・振替依頼時に支		
			払指定口座として指定した貯金口座の属する			払指定口座として指定した貯金口座の属する		
			当会店舗で受け付けます。			当会店舗で受け付けます。		
			手数料については、別途「主な手数料一覧」			手数料については、別途「主な手数料一覧」		
			をご覧ください。			をご覧ください。		
	<u>9</u> (1)	利用手数料	利用手数料(通知月額手数料、照会月額手数	<u>10</u> (1)	利用手数料	利用手数料(通知月額手数料、照会月額手数		
		等について	料、資金移動月額手数料)については、「主な		等について	料、資金移動月額手数料)については、「主な		
			手数料一覧」をご覧ください。			手数料一覧」をご覧ください。		
			引落日は、毎月20日といたします。			引落日は、毎月20日といたします。		
	<u>10</u> (1)	暗証番号に	利用申込書により暗証番号を届け出てくださ	<u>11</u> (1)	暗証番号に	利用申込書により暗証番号を届け出てくださ		
	<u>10</u> (2)	ついて	٧٠ _°	<u>11</u> (2)	ついて	い。		

附則

この規程の変更は、令和7年12月1日から施行する。